

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2016

月刊

中小企業レポート

10

No.479

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

雇用関係助成金の紹介





簡単・便利・迅速



けんしんの当座貸越

無担保 クイックK

3つの【K】うれしいメリット!!

- KANTAN!** ①お借入は、専用伝票を記入するだけの簡単手続き!
- KURIKAESHI!** ②限度額の範囲内で、いつでも繰り返しご利用OK!
- KEIHI!** ③印紙代、保証料、事務手数料が不要で経費削減! ※1

ご利用いただける方	法人および個人事業主の方。 (業歴3年以上で直近決算が「経常黒字」または「非債務超過」の方)
お使いみち	事業性資金(運転資金・設備資金)※2
ご融資限度額	500万円以上 5,000万円以内 (100万円単位)で 極度額をお決めいただけます。 ただし、上限金額は平均月商の2倍までとさせていただきます。
ご融資期間	6ヵ月ごとの自動更新となります。※3
ご融資利率	個別にご相談させていただきます。(変動金利)
ご返済方法	毎月の元金均等返済となります。 (返済元金は極度額の1.0%以上、1万円単位)
保証人	当組合所定の方法によります。
担保	不要。
保証料・事務手数料	不要。



※1初回契約時に印紙代200円(当座貸越契約書)をご返済口座から引落しさせていただきます。

(当組合と初めてお取引を開始する場合には、別途契約書印紙代が必要となります。)

※2設備資金の場合は、疎明資料のご提出をお願いいたします。

※3更新時には、試算表等のご提出をお願いいたします。

●審査の結果、ご融資できない場合がございます。 ●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2016

10

No.479

-
- 2 **特集**
雇用関係助成金の紹介
-
- 6 **全中インフォメーション**
-
- 7 **信州の100年企業**
カシヨ株式会社（長野市）
-
- 10 **好機逸すべからず**
マリモ電子工業株式会社（上田市）
ミナト光学工業株式会社（飯田市）
-



《スタンドグラス「タウンクライヤー」》

中世のイギリスでは、町のさまざまな情報を広場で市民に伝える「ふれ役（タウンクライヤー）」と呼ばれる人々が活躍していました。国や時代は違っても、さまざまな情報提供を使命とするカシヨ株の在り方とタウンクライヤーの使命を重ね合わせ、シンボルとして本社玄関ロビーに掲げられています。

雇用関係助成金の紹介

厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金の引上げによって、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対して制度改正や拡充が行われています。

業務改善助成金の拡充の紹介

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

業務改善助成金の制度が次のように拡充されます。助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

■ 制度の拡充

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
40円以上	7/10（※1） （労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4（※1）） （※1）生産性要件を満たした場合には3/4（4/5）	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 （常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4）	100万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
90円以上	7/10（※1） （労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4（※1）） （※1）生産性要件を満たした場合には3/4（4/5）	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場
120円以上		200万円	

- ・過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ・平成28年10月1日から長野県最低賃金が時間額770円に改定されたことから、長野県では「事業場内最低賃金の引上げ額30円以上」のコースは終了しています。
- ・「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

■ 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
 - ※改定後の長野県最低賃金額770円を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表に定められた額以上の引上げを行うこと。
 - ※引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン・営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。

※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

■ 助成金の活用事例

*出典 厚生労働省 「生産性向上の事例集」平成28年3月

調剤薬局の事例

【電子薬歴管理システムの導入に伴う業務の見直し・効率化】

患者に処方するにあたって過去の薬剤服用歴を確認するのですが、患者情報を紙媒体で管理していたので確認に時間がかかる、管理スペースの確保が必要といった課題がありました。そこで助成金を活用して電子薬歴管理システムを導入しました。

飲食業の事例

【オーダーエントリーシステムの導入に伴う業務の見直し・効率化】

紙伝票で注文管理をしていましたが、ホールから厨房へのオーダーの伝達に時間がかかったり、オーダーと調理品の食い違いが発生することがありました。また、会計時の入力作業も手間となっていました。そこで、作業をより迅速かつ正確に行うために、助成金を活用してオーダーエントリーシステム（ブックレット型ハンディターミナルなど一式）を導入しました。

飲食業の事例

【小荷物専用昇降機の導入による移動負担と商品ロス削減】

ビルの1階から3階を使用して飲食業を営んでいますが、厨房と客席のフロアが別なので、料理を運ぶ際に階段を使用しており、移動の負担や商品ロスのリスクがありました。そこで、助成金を活用して料理を運ぶ小荷物専用昇降機を導入しました。

■ 詳細（交付要綱）・申請書等様式

長野労働局ホームページ <http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> をご覧ください。

トップページ 「目的や内容でさがす 助成金」

2016年09月06日 平成28年度業務改善助成金の交付要綱が変わりました

⇒業務改善助成金のご案内（平成28年8月24日改正）

「現行一部改正」：「引上げ額60円以上」

「引上げ額選択コース」：「引上げ額40円以上」「90円以上」「120円以上」

■ お問い合わせ

※申請先は長野労働局雇用環境・均等室になります。


- ・長野労働局雇用環境・均等室 〒380-8572 長野市中御所1-22-1 電話番号 026-223-0560
- ・長野県最低賃金総合相談支援センター 長野県中小企業団体中央会 最低賃金ワン・ストップ無料相談
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階
電話番号 0800-800-3028 ホームページ <http://www.alps.or.jp/>

キャリアアップ助成金の拡充について

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成を行う制度です。

キャリアアップ助成金には、非正規労働者の正規社員化（多様な正社員を含む）を促進するための「正社員化コース」や、非正規労働者の能力開発を促進するための「人材育成コース」、非正規労働者の賃金アップや労働時間の延長等を促進するための「処遇改善コース」がありますが、今回、その中の「処遇改善コース」において、8月～10月にかけて拡充や制度改正が行われます（予定を含む）。

【制度の拡充や新規創設】

これまでの制度	拡充後の制度
<p>①賃金規定等改定に対する助成（ ）は中小企業以外の額</p> <p>○非正規労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者数が 1～3人：10万円（7.5万円）、 4～6人：20万円（15万円）、7～10人：30万円（20万円） 11～100人：1人当たり3万円（2万円） 一部（雇用形態や職種別等で明確に分かれる場合）の賃金規定を増額改定した場合 1～3人：5万円（3.5万円）、4～6人：10万円（7.5万円） 7～10人：15万円（10万円） 11～100人：1人当たり1.5万円（1万円） 	<p>【10月から拡充】（◆原稿作成時点では予定）</p> <p>○中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合は、左欄の助成額に、以下の加算を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての賃金規定を改定した場合 1人当たり：14,250円《※18,000円》 一部（左欄 同）の賃金規定を改定した場合 1人当たり：7,600円《※9,600円》 <p>《※の増額には、生産性の向上が認められるなどの、一定の条件があります。》</p> <p>◆当該加算措置の創設は、補正予算案の成立、省令改正等が必要であり、現時点では予定。なお、創設された場合は、平成28年8月24日以降、以上のとおり取り組んだ事業主が加算措置の対象となること。</p>
<p>②短時間労働者の労働時間延長（ ）は中小企業以外の額</p> <p>○所定労働時間25時間未満の短時間労働者を週所定労働時間30時間以上に延長した場合 1人当たり：20万円（15万円）</p>	<p>【10月から拡充】（ ）は中小企業以外の額</p> <p>○短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険に適用させた場合 1人当たり：20万円（15万円）</p>
	<p>【10月新規】（ ）は中小企業以外の額</p> <p>○上記①の賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないよう週所定労働時間を延長した場合は、延長した時間が1～4時間以上（5時間未満であっても）でも助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1時間以上：1人当たり4万円（3万円） 2時間以上：1人当たり8万円（6万円） 3時間以上：1人当たり12万円（9万円） 4時間以上：1人当たり16万円（12万円）

【より使いやすく支給要件を緩和しました】（平成28年8月5日～）

- キャリアアップ計画書の提出期限の緩和 【人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで】
キャリアアップ助成金を利用するためには、キャリアアップ計画書を労働局長に提出の必要がありましたが、その提出期限が、「取組開始前の1ヶ月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和
これまでは、「改定前の賃金規定等を3ヶ月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等（就業規則に定めた「賃金一覧」も可となりました。）を作成した場合でもその内容が、過去3ヶ月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となりました。
- 最低賃金との関係に係る要件緩和
これまでは、「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更されました。

今回は、改定される内容を掲載しましたが、全般的な活用を含め「キャリアアップ助成金」に関する申請の手順や就業規則等の改定等わからないことがございましたら、下記にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 長野労働局 職業安定部 地方訓練受講者支援室 キャリアアップ助成金担当
電話 026-226-0862 FAX 026-226-0157

ものづくり補助金成果事例発表会を開催

本会は9月26日（月）諏訪市「RAKO華乃井ホテル」において平成25年度補正及び平成26年度補正のものづくり補助金を活用して取り組んだ成果事例を発表する「成果発表会」、同時に「成果事例展示会」と「産学官交流相談会」等を開催しました。（出席者181名）



成果事例展示会では、県内18企業がものづくり補助金を活用し開発した試作品やその取り組みについて成果物等を展示して、来場者へ説明を行いました。また成果発表会では、県内6企業がものづくり補助金を活用した試作品の開発や設備投資による生産性向上、今後の展望等について発表を行いました。参加した中小企業者は「他企業のものづくりへの取り組み内容や成果、その後の展開等について事例を聞くことは、参考になるとともに今後の励みになります。」との声もあり有意義な発表会となりました。



講演会では、経済ジャーナリストの須田慎一郎氏が「日本経済の行方～地域中小企業の明日を読む～」と題して行い、「日本経済はバブル崩壊の前と後では経済構造が大きく変わり、それ以前の好景気と同じことをやっても景気回復にはつながらない。従来の延長線上ではなく、社会の変化を感じ取り、新たなニーズ・マーケットを探し出して、見極めることが地域中小企業の明日につながります。」と述べました。

○事例発表された企業

- ・(株)荻原製作所・コトヒラ工業(株)・高島産業(株)
- ・多摩川テクノクリエイション(株)・(株)東陽・南信州菓子工房(株)

○展示発表された企業

- ・(株)エスケー精工・(株)荻原製作所・(株)ガリレオ・(株)キザキ
- ・(株)公害技術センター・コトヒラ工業(株)・(株)シナノ・(株)大東製作所
- ・(株)ダイワ工業・高島産業(株)・(株)テレビ信州エンタープライズ
- ・東京精電(株)・NiKKi Fron(株)・(有)原製作所・ヒットコンポジット(株)
- ・南信州菓子工房(株)・(株)山崎屋木工製作所・(株)リソー技研

(五十音順)



34社の事例をまとめた冊子ができました。

●専門委員会を開催

全国中央会では、大村会長の諮問機関として、中小企業における諸問題を検討するため、8月31日から6日間、総合（昨年度は組織）、金融、税制、商業、労働、工業（新設）の分野別に専門委員会を開催し、全国大会に向けた決議事項として審議を行いました。



議事進行する今野総合専門委員長
(宮城県中央会会長)



初代委員長に就任した春日工業専門委員長
(長野県中央会会長)

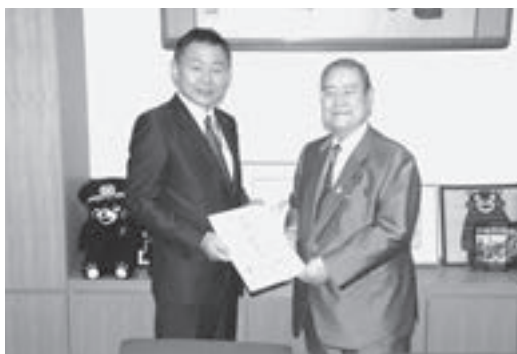
●大村会長、厚生労働省副大臣、大臣政務官と意見交換

大村会長は、9月13日、全国中央会において、厚生労働省の古屋範子副大臣、橋本岳副大臣、堀内詔子政務官、馬場成志政務官と面会し、中小企業・小規模事業者を取り巻く労働環境の現状等を伝えました。



意見交換する左から高橋専務理事、大村会長、加藤常務理事
右から馬場成志政務官、古屋範子副大臣、橋本岳副大臣、堀内詔子政務官

●野田自民党税制調査会最高顧問に平成29年度税制改正を要望



野田最高顧問に要望を手渡す櫻井熊本県中央会会長

高橋専務理事は、櫻井熊本県中央会会長とともに、野田毅自民党税制調査会最高顧問（熊本県2区）に面会し、①中小企業の投資促進減税と固定資産税の特例の対象拡充など生産性向上に資する税制の強化、②熊本地震からの復旧税制の拡充、③外形標準課税の中小企業への適用拡大反対、④組合関係税制の強化等を要望しました。野田毅衆議院議員からは、成長と分配の好循環を図り、中小企業の経営力強化を促す税制を拡充していく旨の回答がありました。

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中であって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第7回

カシヨ株式会社（長野市）

1828年（文政11年）、初代佐吉が善光寺のお膝元で雑貨商「柏屋與助商店」を開業。その後、1863年（文久3年）に「柏與紙店」として和紙類の販売を開始。さらに「柏與紙店」の一事業として1891年（明治24年）に「柏與紙店活版部」を独立させ、印刷業を始めたのが、現「カシヨ株式会社」の創業となります。

「柏與紙店活版部」は、1957年（昭和32年）に「柏与印刷株式会社」へと改組。さらに1969年（昭和44年）には「カシヨ印刷株式会社」、100周年を迎えた1991年（平成3年）には「カシヨ株式会社」へと3度社名を変更し、その都度、単なる印刷会社の枠を超え、情報産業として新たな事業へと領域を拡大しながら、本年2016年（平成28年）125周年の節目を迎えました。



厳しい時代の変遷の中で、今日までの永きにわたるカシヨ(株)の歴史を支えてきたのは、社である「もっとも古く、もっとも新しく」の精神です。企業が継続していくためには、伝統を「継承」とするとともに、時代の変化に柔軟に、かつ迅速に対応する「変革」の力が必要です。「お客様のために自分ができることは何か」を社員一人ひとりが考え、お客様のために、地域のために、恐れることなく常に新たな領域にチャレンジし続けることで、これからもカシヨ(株)の新たな「歴史」を刻み続けます。

社は「もっとも古く、もっとも新しく」のもと、社員一丸となって歩み続けます。

主なあゆみ

- 文政11年(1828) 初代佐吉が善光寺村で雑貨商「柏屋與助商店」開業。
- 明治24年(1891) 「柏與紙店活版部」を設立し、印刷業に進出。
- 昭和44年(1969) 「柏与印刷」から「カシヨ印刷」に社名変更。PR紙「カシヨニュース」創刊。
- 昭和47年(1972) 全国初のタウン情報誌である「月刊ながの情報」を創刊。
- 昭和55年(1980) 市民参加の生涯教育「長野市民教養講座」を開設。
- 平成3年(1991) 創業100周年を迎え「カシヨ株式会社」に社名変更。翌4年、新本社工場完成。
- 平成6年(1994) 松本営業所開設。カラーCTP出力システムを導入。
- 平成19年(2007) プライバシーマークの認証を取得。翌20年にはFSC®COC認証取得(C008865)。
- 平成28年(2016) 創業125周年を迎える。



社屋ファサードをモチーフにしたカシヨのロゴマーク



カシヨ(株)で発行している無料情報誌「ながの情報」「motto長野×上越」

カシヨ株式会社

長野市西和田1-27-9

事業内容	印刷事業、CSR支援事業、Webデジタルソリューション事業、出版事業、人材事業
創業年	1891年（明治24年）
創業時の屋号	柏與紙店活版部
創業時の事業	印刷業

How To 労務管理



特定社会保険労務士
中村 光子 氏



ストレスチェック 実施後の対応について

平成27年12月より、労働者数50人以上の事業場では、ストレスチェックが義務化されました。最近、ストレスチェックを実施された事業場を訪問すると、高ストレスと判定された方について、その申出により医師の面接指導まで実施したが、その後の事業者としての対応についてはどうしたらよいのか、との質問を頂くことが多くあります。そこで今回は、ストレスチェック実施後の対応について記載します。

ストレスチェック実施後の対応 (①は義務、②は努力義務)

①就業上の措置の実施

医師の面接指導

医師は、高ストレスと判定された労働者に対し、その申出により面接指導を実施、次の事項を確認します。
①勤務の状況（労働時間、労働時間以外の要因）、②心理的な負担（ストレス）の状況の確認、
③その他の心身の状況（心身の健康状況、生活状況等）
⇒総合評価をし、労働者への指導をします。



事業者への意見具申

医師は、面接指導結果報告書、就業上の措置に係る意見書を作成し、事業者へ伝えます。



事業者による就業上の措置の実施

事業者は、医師の意見書に従い、就業上の措置を実施します。

②集団分析、職場環境改善の実施

集団分析（一定集団が10人に満たない場合は、個々の同意が必要）

実施者は、個々のストレスチェック結果について、「部」「課」「役職」「職種」等の一定集団において集計をし、それぞれの集団のストレスの傾向や特徴を事業者へ伝えます。



集団分析結果を踏まえて、事業者による職場環境改善の実施

事業者は、一定集団（各職場等）において、改善が必要とされる問題点を把握し、ストレスを軽減させるための「職場環境改善策」を実施します。

※職場環境改善の実施方法

衛生委員会のメンバーや管理監督者、又は職場内で職場環境改善チーム等を立ち上げ、職場環境改善を中心に行っていく体制を整備します。メンバーは、各職場のストレスの状況や要因を把握した上で、ストレスを軽減させるための改善策を検討し（職場内外の好事例を参考にすることも有効です）、改善計画を立てます。改善策の一例としては、「ノー残業デーを設ける」「毎朝の定例会議を設ける」「係長クラスへ裁量権を一部移譲し、業務の効率化を図る」「台車を導入して重量物の移動を楽にする」等、各職場のストレス状況により様々です。計画が出来上がれば、後は職場の環境改善策を実施し、一定期間経過後は評価をします。

以上がストレスチェック実施後の対応となります。職場環境改善は、必ずしも義務ではなく、またどのように実施していったらよいか迷う部分であると思います。職場のストレス要因を解消していくためには、取組む必要があると考えますので、ぜひ実施に向けて検討ください。

活動量計による ウォーキングの勧め



駒ヶ根市 医療法人すずらん まえやま内科胃腸科クリニック 院長 前山 浩信

健康を保つには適度な運動が必要なことは皆さんよく承知しているところです。ところが、始めても長続きしない、どの程度の運動をすれば健康に効果的なのか分からない方が多いのではないのでしょうか。そこで、お勧めなのが活動量計を使ったウォーキングです。

活動量計は万歩計とは違って、歩数の他に早歩き時間を記録してくれます。いくら毎日1万歩歩いても、早歩きの部分がないと健康には全く効果がないことが科学的に証明されています。東京都健康長寿健康センターの青柳幸利先生の15年間にわたる研究結果では、1日8千歩、20分の早歩きを行っていれば、ありとあらゆる病気が予防でき、すでにある病気を発症していても、その病気の状態を良好にできることが証明されました。

駒ヶ根市の支援のもと、私のクリニックでは約100人の患者さんが活動量計を持ってウォーキングを行っています。受診時に活動量計に蓄積されたデータを検知器で抽出し、直近30日間と過去12か月間の平均歩数・早歩き時間をグラフで患者さんに示すことができます。自分がどれだけ運動したかが見える化され、私もそのグラフを元に運動上の指導ができます。活動量計を持つことで、少しでも歩こうという意識が生まれ、ウォーキングの継続につながるのです。高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの患者さんでは、活動量計を持ったことで、病気の状態が改善した方が多くみられます。

この活動量計を使ったウォーキングは、横浜市などの自治体や各企業でも行われ、全国的に拡がりを見せています。私の生まれ育った宮田村（駒ヶ根市の北）では介護予防事業を行っていますが、ここでも活動量計を使ったウォーキング健康事業を行っています。『一步の会』というクラブを立ち上げ、今会員は約40名程です。自分に合った目標を定めて、仲間と励まし合いながら、日々歩くことを楽しんでいます。

活動量計からデータを抽出しグラフ化するシステムの構築には、さほどのお金はかかりません。長野県の企業経営者の方々には社員の健康増進のために、この活動量計を使ったウォーキング健康法をぜひとも導入していただきたいと思います。



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.73

マリモ電子工業株式会社（上田市）

「技術でアドバンテージを取れ！」
モデルベース開発技法による成果に世界が注目。

ハード・ソフトの設計開発専門会社

「マリモは厳しい自然に耐え、少しずつ着実に成長する。設立当初社長を務めた父親がそこから社名をつけました」。

清水久夫社長がユニークな社名の



高周波計測装置

由来を明かす。マリモ電子工業は1980（昭和55）年、清水社長が芝浦工大大学院（電子工学科）修了後4年ほどの会社勤めを経て設立しました。

当時同大講師を務めていた大学院時代の先輩も加わり、ハード・ソフトの設計開発専門会社としてスタート。以来、ファームウェア開発、アプリケーションプログラム開発、デジタルおよびアナログの回路設計など電子要素開発、システム開発および試作など、受託開発を中心に手がけています。顧客は県内の電気・電子機器関連メーカー各社を中心に、県外の大手メーカーや情報通信企業なども多く、顧客の幅も広がっています。

「開発会社として特色を出すためには、まず技術でアドバンテージを取ること。当たり前のことをしていたら価格勝負になってしまう。つねにアンテナを張り、次にホットになりそうな技術を捉え、いかに早く取り込むか。それをつねに考えています」。

大きな反響を呼ぶ技術成果

その一環として取り組んだのが、ADS（高速・高周波回路基板の設計解析ソフトウェア）を使用した高速基板設計と高周波計測装置の開発です。

ADSによるシミュレーション技術を確認し、技術的難度の高い基板の開発で設計通りの性能を達成。さらに、ものづくり補助金を活用して導入した米マスワークス社のツールを使用したモデルベース開発技法により効率の良い開発を実現しました。

この成果を展示会で発表したところ、中小企業での稀有な成果事例として、マスワークス社が取

材に来訪。これがきっかけでNHKの映像技術開発にも携わ



モデルベースデザインによるシミュレーション

るなど新たなビジネスにもつながりました。さらにアメリカの大手電子デバイスメーカーが注目し、世界的半導体商社から展示会への出展依頼があるなど、大きな反響を呼んでいます。

それはモデルベース開発が今世界が注目する技術分野であり、その中でも同社が最先端を走っていることの証。「当初予想もしていなかった展開に我々もビックリしています。ある意味、会社の方向性も変わった。これをうまく活用していかに利益を確保していくかが今後の課題です」。

このような開発を実現する人材の力。それは同社が力を入れる基礎教育の成果でもあります。清水社長がつねに社員に言っているのは「技術者である前に世の中に通用する社会人であれ」。まず人間性を磨き、技術はそれから、という清水社長の信念です。

グループでの開発が基本の同社では、社員一人



「職場いきいきアドバンスカンパニー」
認証も取得

一人のコミュニケーション能力を重視。新入社員教育では社長自ら「コミュニケーション能力を高める教育」を担当し、コミュニケーション能力の育成に努めています。



マリモ電子工業株式会社

代表 代表取締役社長 清水久夫

創業 1980（昭和55）年9月

資本金 4,000万円

本社 上田市諏訪形1071

TEL.0268-27-9644 FAX.0268-27-6980

事業内容 ソフトウェア開発、ハードウェア開発



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.74

ミナト光学工業株式会社（飯田市）

みんなが共存共栄できる会社を目指して。
光学機器のワンストップメーカーとして高い評価。

国内唯一、教育用顕微鏡を製造

「ミナトは天竜川の時又港、そして設立に関わった当時の飯田市長、市議員、出資した地元商店主たち“みんなと”共存共栄したいの思いから名づけたそうです」。社名の由来を話すのは、ミナト光学の今村文彦社長です。



グッドデザイン賞を受賞したオリジナル顕微鏡「X-LABO」

同社は1959（昭和34）年、老舗顕微鏡メーカーの受け皿会社として設立。顕微鏡および光学機器の加工・組立を行い、40年程前から始めた教育用顕微鏡では現在、国内唯一のメーカーとして製造を続けています。「今はほとんどが中国製。当社の製造台数はピークだった20年前の約20分の1に減りました」。

2000年頃までは好調が続きましたが、主要取引先の海外シフトにともない業績が急激に悪化。02（平成14）年には社員を全員解雇し、若手中心で再スタートをきるという局面に至りました。「ありがたいことにベテラン社員がほぼ全員囑託として残ってくれ、おかげで技能伝承もできました」と今村社長。この苦い経験から、雇用の継続、取引先の分散をつねに心がけています。

その後、新たな顧客に恵まれ、受注した光学機器の精密位置決め装置が大きな柱に成長。若手社員の育成と開発・製造体制づくりに取り組みながら、展示会に積極的に出展して顧客開拓にも力を入れています。

複合加工とワンストップサービス

同社がものづくり補助金を活用して取り組んだのが、精密位置決め装置の製造工程の改善。「世界に向けた供給体制の確立を目指す」という取引先の構想に応え、5軸マシニングセンターを導入し、受注増加に柔軟に対応できる製品の供給体制の構築に取り組みました。

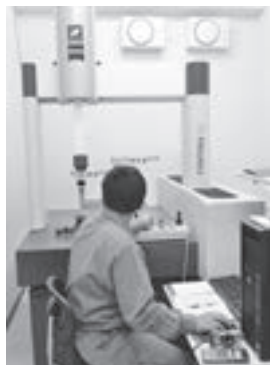
5軸マシニングセンターが自ら位置補正し、つねに安定した高精度連続無人運転ができるノウハ

ウを確立。これにより供給能力と品質の両面で、顧客から「100%以上」という満足度を獲得しました。「精密加工技術と手づくりの職人技、その両方を持っていること。完成品まで手がけ、自社で保証し出荷できる品質保証体制。そして長年培ってきた光学機器づくりのノウハウ。お客様はそこに安心感を感じているようです」。

「5軸機が大きな戦力になった」と今村社長。さらにもう1台導入し、部品加工は前年比60%増と好調。今年、加工工場の拡張に着手し、部品の複合加工と光学機器、精密機器のワンストップサービスの両輪で顧客に支持される製品づくりを目指しています。

一方、展示会出品用に開発した、ものづくりのこだわりと遊び心を併せ持つ自社オリジナル顕微鏡「X-LABO」（15年度グッドデザイン賞受賞）を一般発売。それが評判を呼び、新規顧客から仕事の依頼が増え、海外での販売も視野に入ってきています。「X-LABOはうちの優秀な“営業マン”ですよ（笑）」。

品質管理の要である三次元測定器



5軸マシニングセンター



長野原工場▶

◀本社工場

ミナト光学工業株式会社

代表 代表取締役社長 今村文彦
創業 1959（昭和34）年1月
資本金 1,600万円
本社 飯田市時又323



TEL.0265-26-9221 FAX.0265-26-9281
事業内容 光学機器、精密機器の設計・製造・販売

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

… 全国において集中的な適用促進活動を展開します。…

長野県労働局 総務部労働保険徴収室

☆適用促進活動の趣旨

○労働保険の適用促進につきましては、依然として未手続事業所が残されているのが現状です。未手続事業の解消は、

- ① 労働保険制度の健全な運営
- ② 費用の公平負担
- ③ 労働者の福祉の向上

の観点から極めて重要であり、より一層の適用促進に取り組み、未手続事業の解消を図るため、国は「未手続事業一掃対策」を推進しています。

○11月1日から30日までの1ヵ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一掃を主要課題と位置付けて、全国において集中的な適用促進活動を展開することとしています。

☆労働保険とは

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称であり、

事業主は、社員・嘱託社員・パート、アルバイト等労働者を一人でも雇用していれば、労働保険の加入手続を行わなければなりません。(国の強制保険制度)

未手続事務所に関する情報がございましたら、労働局もしくは最寄りの監督署、安定所にご提供ください。ご提供いただきました情報は加入促進に役立たせます。

◎**労災保険**とは、業務上の事由又は通勤により労働者が負傷又は、疾病にかかったり、死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

◎**雇用保険**とは、労働者が失業した場合及び労働者の雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発その他労働者の福祉の増進を図るための各種助成金等の支給も行っています。

◎**事業主が故意又は重大な過失により労災保険関係の成立手続を行わない期間中に、事故が発生した場合、労災保険給付に要した費用の全部（100％）又は一部（40％）を徴収される場合があります。（費用徴収制度）**

◎**中小事業主が労働者と同様に労災保険給付等を受けることを希望する場合には、労働保険事務組合に事務委託し、特別加入申請することにより、その適用を受けることができます。**

(中小事業主等の特別加入制度)

法人県民税(法人税割)の 超過課税の延長について

県では、中小企業の振興や産業人材の育成・確保、産業基盤の整備を強化するため、法人事業税について各事業年度分の法人税割の超過課税を5年間延長することといたしました。皆様のご理解ご協力をお願いします。

適用期間：平成33年10月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割に適用

税率：4%（標準税率3.2%、制限税率4.2%）

*** 中小法人に対する配慮 ***

資本金1億円以下で、かつ、法人税額が1,000万円以下の法人(不均一課税)→標準税率の3.2%で課税

信州みらいチャレンジ保証 長野県の地域経済を支える中小企業の皆さまの事業承継をはじめとする経営課題の解決を支援します。

概 要	
ご利用いただける方	次の要件を満たす方 ①取引金融機関(メインまたは準メイン金融機関)との間で証書貸付、手形貸付、当座貸越、割引、社債引受等による取引が3年以上あり、保証申込時点でその取引残高がある方 ②事業承継等の経営課題を抱え、その解決に取り組む方 ※お申込みはメインまたは準メイン金融機関を通じてお願いいたします
限度額	1億円以内
対象資金	運転資金及び設備資金
保証期間	運転 7年以内 設備 10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	分割返済(ただし、期間1年以内の場合は一括返済可)
信用保証料	年0.25%~1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じてご提供いただきます
添付書類	所定の申込資料の他、申込人資格要件等確認書及び課題確認書の添付が必要となります ※書式は、当協会ホームページ(お客様用書式ダウンロードページ)に掲載しています

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター
長野県信用保証協会



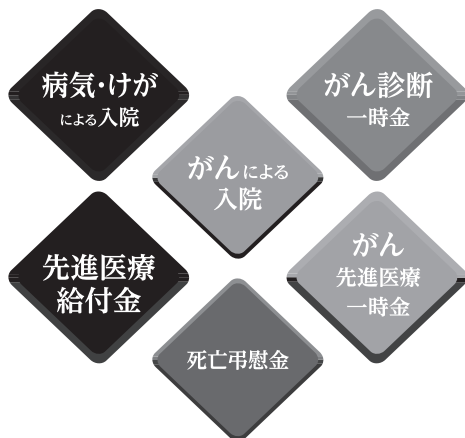
総務部企画情報課

ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp>

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

新登場! ミドル共済

満15歳から満60歳まで保障
生命医療共済(ミドル健康告知型)



■保障の内容

共済金の種類	共済金額
死亡弔慰金	500,000円
入院給付金	日額 5,000円
がん入院給付金	入院給付金 + 日額 5,000円
先進医療給付金 [実費給付]	1共済期間中 3,000,000円 (通算給付限度10,000,000円)
がん診断一時金	500,000円
がん先進医療一時金 [実費給付]	1共済期間中 300,000円 (通算給付限度1,000,000円)

■加入年齢 満15歳～満59歳 [継続は満60歳まで※]

■共済掛金 月額 2,500円

詳しくはパンフレットをご請求ください。

現在、持病で薬を飲んでいてもご加入しやすい【ミドル選択緩和型】もございます。詳しい内容は当組合までお問い合わせください。
※満60歳以上の方は生命医療共済「シニア共済」へのご加入をおすすめします。



長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026 (269) 0885

TEL.0268 (24) 1789

TEL.0263 (33) 0510

TEL.0266 (78) 4033

TEL.0265 (24) 7099

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

ITS-TEA
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会
<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。



従業員のための退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。

- 特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、一般扱 (口座振替月払等) でご契約いただくよりも、保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどのリスクをカバーする保険です。

- 業務災害補償保険
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店 三井生命保険株式会社

* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込み取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部	TEL:026-226-2820	東御営業部	TEL:0268-64-5413
松本営業部	TEL:0263-35-8519	佐久営業部	TEL:0267-62-0358
あづみ野営業部	TEL:0263-84-0256	飯田営業部	TEL:0265-24-4980
上田営業部	TEL:0268-24-2755	諏訪営業部	TEL:0266-52-1356

地域の中小企業を、 もっと前へ。

魅力ある資源や地元で育まれたノウハウで、地域経済を盛り上げる中小企業のみなさま。
商工中金は積み重ねてきたノウハウをもとに、地域の関係機関と連携しながら、
みなさまの夢をしっかりとバックアップし、豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

商工中金



- | | | |
|------|--|------------------|
| 長野支店 | 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣) | TEL:026-234-0145 |
| 諏訪支店 | 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
●上諏訪並木通り | TEL:0266-52-6600 |
| 松本支店 | 〒390-0811 松本市中央2-1-27
●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階) | TEL:0263-35-6211 |

おかげさまで80周年

80th

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。



人を思う。未来を思う。

商工中金

信州の伝統的工芸品ウィーク in アリオ上田

会期 平成28年11月11日(金)～16日(水)

10時00分～19時00分(最終日は17時00分まで)

会場 上田市天神 アリオ上田店 太陽のコート 星のコート

内容 ○展示販売

地域に根差した様々な伝統的工芸品を多くの皆様に見て、触って感じていただく場になるように、信州の伝統的工芸品のパネル展示や信州紬、農民美術ほか信州の伝統的工芸品を展示販売します。

- 信州紬のファッションショー(12日 14時30分～) 阿部知事が登場予定
- 長野県農民美術「こっぱ人形ってなんだ?」トークショー(12日 11時00分～)
- 実演・体験(詳細はHPをご覧ください)

信州の伝統的工芸品の技を見て、体験することができます。

※詳細は、中央会のHPをご覧ください。 <http://www.alps.or.jp>

必ずチェック最低賃金!

長野県最低賃金は

時間額 770円

平成28年10月1日から適用

※印刷・製版業については、平成28年10月1日から長野県印刷・製版業最低賃金の改正が行われるまでの間は、長野県最低賃金が適用されます。

【長野県最低賃金 改正のお知らせ】

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者(事業主)に適用される「長野県最低賃金」が改正されました。

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署または長野労働局 労働基準部 賃金室
(電話番号026-223-0555)までどうぞ。

長野労働局

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度!**
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。
【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

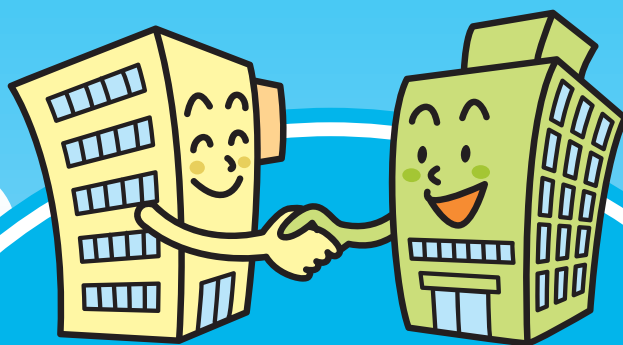
MONTHLY REPORT

2016

10

No.479

第479号 平成28年10月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



企業間の 人材マッチングを 支援しています。

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、
全国ネットを通じて、人材の確保、
従業員の再就職支援に
努めています。

全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所で行っています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業
団体と国の協力で設立さ
れた公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体
などと連携し豊富な人材
情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせ
んについての費用はかか
りません。

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索

出向・移籍の専門機関／ご利用時間 9:00~17:00(土日祝は休業)

 **公益財団法人 産業雇用安定センター**

長野事務所 〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

☎ 026-229-0555